

令和 4 年第 1 回小城市議会定例会提案理由

(令和 4 年 3 月 7 日開会)

おはようございます。本日ここに、令和 4 年第 1 回小城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御参集を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、これより本議会に提案いたしております議案の提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第 3 号 小城市個人情報保護条例及び小城市特定個人情報保護条例の一部を改正する条例でございますが、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の廃止に伴い、引用規定の改正を行うため、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 4 号 小城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、育児休業に関する非常勤職員の取得要件の緩和及び取得しやすい環境整備を行うため、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 5 号 小城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関

する法律第 47 条の 5 の規定に基づき、小学校及び中学校に学校運営協議会を設置することに伴い、学校運営協議会委員の報酬を定めるため、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 6 号 小城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、国民健康保険税の税率及び税額を見直すとともに、未就学児に係る同税の均等割額の減額措置を図るため、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 7 号 小城市下水道事業推進委員会条例の一部を改正する条例でございますが、小城市下水道事業推進委員会において、調査審議する事項を追加し、併せて委員の定数及び任期を変更するため、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 8 号 工事請負契約の締結についてでございますが、この工事は、令和 3 年度 小城市芦刈文化体育館改修（機械設備）工事で、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回提案しております工事は、建物改修に伴う給水給湯、換気設備、アリーナの空調設備及びトイレの改修等を行うものでございます。

契約の方法は、条件付一般競争入札による契約で、契約の金額は、1億4,568万2千円、契約の相手方は、佐
電工・松尾工業建設共同企業体 代表者 株式会社 佐
電工 代表取締役社長 ^{ながくら}永倉 ^{りいちろう}理一郎でございます。

工期は、議会議決の日から令和5年1月31日までを
予定しております。

続きまして、予算関係議案について御説明申し上げます。

まず、議案第9号 令和3年度小城市一般会計補正予
算（第15号）でございますが、既定の歳入歳出予算に、
歳入歳出それぞれ10億3,563万4千円を追加し、補正
後の予算の総額を歳入歳出それぞれ265億9,197万4
千円とするものでございます。

第2表 継続費補正でございますが、「都市計画マス
タープラン見直し事業」の総額と年割額を変更するもの
でございます。

第3表 繰越明許費補正でございますが、「（仮称）小
城フットボールセンター整備事業」から「河川災害復旧
事業」までの20事業を追加し、「小城文化センター施設
運営事務」は繰越額を変更するものでございます。

第4表 地方債補正でございますが、「（仮称）小城フ
ットボールセンター整備事業」から「学校給食センター
（仮称）改築事業」までの7事業を追加し、「庁舎防災

機能強靱化事業」から「臨時財政対策債」までの18事業は限度額を変更するものでございます。

それでは、補正の主なものについて、まず歳出から御説明申し上げます。

第2款 総務費でございますが、「(仮称)小城フットボールセンター整備事業」は、国の補正予算に伴い、令和4年度の事業計画の工事請負費を令和3年度に前倒しし、併せて整備面積の変更に伴う工事請負費の増額予算を計上するものでございます。

第3款 民生費でございますが、「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例交付事業」は、新規事業として、保育士等の処遇改善のために賃金引き上げを行う教育・福祉施設等に対し必要な経費を補助するものでございます。

第6款 農林水産業費でございますが、「県営農業競争力強化基盤整備事業(佐賀西部高域地区)」などの県営事業負担金や「農業基盤整備促進事業」は、国の補正予算に伴い、後年度の事業計画の負担金を令和3年度に前倒しして予算を計上するものでございます。

第8款 土木費でございますが、「社会資本整備総合交付金事業(新設改良)」や「橋りょう補修事業」は、国の補正予算に伴い、後年度の事業計画の工事請負費を令和3年度に前倒しして予算を計上するものでございます。

第 10 款 教育費でございますが、「学校給食センター（仮称）改築事業」は、国の補正予算に伴い、後年度の事業計画の工事請負費を令和 3 年度に前倒しして予算を計上するものでございます。

以上、歳出の主なものについて申し上げましたが、歳入につきましましては、事務事業に伴う国庫支出金、県支出金、分担金及び負担金、諸収入、市債のほか、市税、地方消費税交付金、地方交付税、寄附金などを計上し、基金繰入金により財源調整をするものでございます。

次に、議案第 10 号 令和 3 年度小城市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、既定の歳入歳出予算から、歳入歳出それぞれ 1,150 万円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 51 億 7,886 万円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入につきましましては県支出金及び一般会計繰入金を減額するものでございます。

歳出につきましましては、保険給付費、国民健康保険事業費納付金及び保健事業費を減額するものでございます。

次に、議案第 11 号 令和 3 年度小城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、既定の歳入歳出予算から、歳入歳出それぞれ 568 万 4 千円を減額し、補正後

の予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 7,721 万 7 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入につきましては、一般会計繰入金を減額するものでございます。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものでございます。

次に、議案第 12 号 令和 3 年度小城市水道事業会計補正予算（第 2 号）は、収益的収入及び支出の既定予算にそれぞれ 253 万 8 千円を追加し、補正後の予算の総額を収益的収入及び支出それぞれ 3 億 2,098 万 5 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、収益的収入につきましては、水道管移設補償工事に伴う負担金を減額し、手数料及び加入負担金を増額するものでございます。収益的支出につきましては、人件費及び委託料の不用額を減額し、収支の調整のため予備費を増額するものでございます。

次に、議案第 13 号 令和 3 年度小城市病院事業会計補正予算（第 3 号）は、収益的収入の既定の予算に 5,743 万 9 千円を追加し、補正後の予算の総額を 18 億 3,455 万 6 千円とし、収益的支出の既定の予算から 2,012 万 1 千円を減額し、補正後の予算の総額を 13 億 5,814 万 5 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、収益的収入につきましては、医業収益を減額し、医業外収益の新型コロナウイルス関連補助金を増額するものでございます。収益的支出につきましては、給与費を減額するものでございます。

次に、資本的収入につきましては、国保会計補助金及び新型コロナウイルス関連補助金を増額し、補正後の予算の総額を 3,357 万 3 千円とするものでございます。

次に、議案第 14 号 令和 3 年度小城市下水道事業会計補正予算（第 4 号）は、収益的収入の既定の予算から 1,566 万 1 千円を減額し、補正後の予算の総額を 18 億 5,403 万 9 千円とし、収益的支出の既定の予算から 2,282 万 6 千円を減額し、補正後の予算の総額を 15 億 6,859 万 8 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、収益的収入につきましては、他会計補助金を減額するものでございます。収益的支出につきましては、資産減耗費を減額するものでございます。

次に、資本的収入の既定の予算から 3,007 万 2 千円を減額し、補正後の予算の総額を 15 億 2,858 万 9 千円とし、資本的支出の既定の予算から 5,129 万 8 千円を減額し、補正後の予算の総額を 22 億 4,759 万 2 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、管渠や浄化槽の施工

実績に伴い、資本的収入につきましては、企業債及び国庫補助金等を減額するものでございます。資本的支出につきましては、建設改良費を減額するものでございます。

次に、議案第 15 号 令和 4 年度小城市一般会計予算でございますが、予算総額は、216 億 8,750 万円でございます。

前年度の骨格型の当初予算と比較しますと、プラス 5.0%、10 億 2,304 万 7 千円の増となっております。

第 2 表 継続費は、「牛津駅前広場整備事業」について、事業の総額、期間、年割額を定めるものでございます。

第 3 表 債務負担行為は、「中継センター搬送路及び高架橋防護柵敷地借上料」の期間、限度額を定めるものでございます。

第 4 表 地方債は、「特定地域づくり事業推進補助事業」から「借換債」までの 39 事業について、起債の目的、限度額などを定めるものでございます。

そのほか、一時借入金の借入の最高額を 15 億円と定めるものでございます。

次に、新たに取り組むものなど、主な事業について御説明申し上げます。

まず、第 2 款 総務費でございますが、新規事業とし

て、行政手続のオンライン化やA I、R P Aを導入するための「D X^{ディエックス}推進事業」、観光人口や交流人口の増大を図るための「地方創生推進交付金（観光振興）事業」などを計上しております。

第3款 民生費でございますが、生活困窮者に対する新たな自立支援策を開始するための「生活困窮者対策事業」、認知症の支援体制の充実に向けて、新たにコーディネーターの配置やチームの設置を行うための「認知症施策推進事業」、私立保育園の改修費用等に対する補助を行うための「保育所等整備補助事業」などを計上しております。

第4款 衛生費でございますが、新型コロナウイルスワクチンを接種するための「新型コロナウイルスワクチン接種事業」、多久小城医療組合の設立に伴う、人件費負担の追加を含めた「新公立病院建設事業」などを計上しております。

第6款 農林水産業費でございますが、園芸作物の革新的技術の導入や省エネ・省力化の普及のための「園芸振興対策事業」、農業用ため池の劣化状況評価や地震耐性評価等を行うための「農業用ため池維持管理事業」のほか、新規事業として、活用されていない農業用ため池の災害を未然に防止するための「農業用ため池災害防止事業」などを計上しております。

第8款 土木費でございますが、橋りょうの長寿命化修繕計画の見直しや経年劣化している橋りょうの補修

を行うための「橋りょう補修事業」、牛津川遊水地整備に伴う住宅移転代替地の設計等を行うための「牛津川遊水地事業」、牛津駅前広場を再整備するための「牛津駅前広場整備事業」のほか、新規事業として、都市公園施設の長寿命化計画を作成するための「公園施設長寿命化事業」、過疎地域に指定された芦刈町への定住促進住宅取得奨励金を交付するための「移住・定住対策事業」などを計上しております。

第9款 消防費でございますが、芦刈町消防団の拠点となる格納庫を整備するための「消防施設・設備整備事業」などを計上しております。

第10款 教育費でございますが、2024年に開催される国民スポーツ大会等の実行委員会の運営経費としての「2024年国民スポーツ佐賀大会等開催事業」、給食センター建設に伴うモニタリングや周辺整備を行うための「学校給食センター（仮称）改築事業」、芦刈文化体育館の改修工事を行うための「体育施設管理事業」などを計上しております。

第11款 災害復旧費でございますが、令和3年度から継続して実施する「小城岩蔵工業団地線災害復旧事業」などを計上しております。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

第1款 市税でございますが、令和3年度当初予算は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、減収を見込

んでおりましたが、その影響はそれほど見受けられなかったため、令和4年度の市民税は、個人及び法人ともに平年ベースを基本に見込んでおります。

第10款 地方交付税でございますが、地方交付税の財源となる国税の法定率分の増加等を見込まれた国の地方財政計画を踏まえ、普通交付税は前年度から増収を見込んでおります。一方で、相互関係にあります第21款 市債のうち臨時財政対策債は、地方交付税の増収見込みを踏まえ、前年度から減収を見込んでおります。

その他の歳入でございますが、各事務事業に伴う国・県支出金、分担金及び負担金、市債などを計上し、財源調整として財政調整基金繰入金を計上するものでございます。

次に、議案第16号 令和4年度小城市国民健康保険特別会計予算ですが、予算総額は、歳入歳出それぞれ48億3,792万9千円でございます。

前年度の当初予算と比較しますとプラス0.1%、483万6千円の増となっております。

主な内容でございますが、歳入では、国民健康保険税、県支出金及び一般会計繰入金を計上し、歳出では、保険給付費及び国民健康保険事業費納付金を計上しております。

次に、議案第17号 令和4年度小城市後期高齢者医

療特別会計予算ですが、予算総額は、歳入歳出それぞれ 6 億 1,675 万 4 千円でございます。

前年度の当初予算と比較しますとプラス 7.5%、4,281 万 7 千円の増となっております。

主な内容でございますが、歳入では、後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金を計上し、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を計上しております。

次に、議案第 18 号 令和 4 年度小城市水道事業会計予算ですが、収益的収入及び支出の総額は、それぞれ 3 億 1,720 万 9 千円でございます。

収益的収入につきましては、給水収益、受取利息及び配当金などを計上しております。

収益的支出につきましては、佐賀西部広域水道企業団からの受水費、施設の維持管理費、固定資産の減価償却費などを計上しております。

次に、資本的収入につきましては、一般会計出資金、工事負担金として 1,378 万 9 千円を計上しております。

資本的支出につきましては、配水管布設替え等の建設改良費、企業債の償還金など 9,923 万 2 千円を計上しております。

次に、議案第 19 号 令和 4 年度小城市病院事業会計予算ですが、収益的収入及び支出の総額は、それぞれ 13 億 4,381 万 8 千円でございます。

収益的収入につきましては、入院収益、外来収益などの医業収益、預金利息や不採算地区病院の運営に要する経費などの他会計負担金など医業外収益を計上しております。

収益的支出につきましては、給与費、薬品等の材料費などの医業費用、企業債の支払利息、消費税及び地方消費税などの医業外費用を計上しております。

次に、資本的収入につきましては、企業債の元金に係る一般会計負担金、医療機器整備のための出資金などの総額として 2,054 万 6 千円を計上しております。

資本的支出につきましては、超音波診断装置等の医療用機器を購入するための建設改良費、企業債の償還金などの総額として 4,324 万 3 千円を計上しております。

なお、資本的収入で不足する額は、過年度損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

次に、議案第 20 号 令和 4 年度小城市下水道事業会計予算ですが、収益的収入の総額につきましては、18 億 9,611 万 1 千円、収益的支出の総額につきましては、16 億 2,107 万 6 千円でございます。

収益的収入につきましては、下水道使用料、集団整備事業負担金、他会計補助金などを計上しております。

収益的支出につきましては、施設の維持管理費、固定資産の減価償却費、企業債利息の償還金などを計上しております。

次に、資本的収入につきましては、9億7,962万4千円、資本的支出につきましては、17億4,903万7千円でございます。

資本的収入につきましては、企業債、他会計補助金、国・県補助金、受益者負担金・分担金などを計上しております。

資本的支出につきましては、下水道管渠、処理場及び合併浄化槽等の建設改良費、企業債元金の償還金などを計上しております。

次に、企業債につきましては、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽事業の建設改良につきまして起債の目的、限度額等を定めるものでございます。

そのほか、一時借入金の借入の限度額を8億円と定めるものでございます。

次に、議案第21号 小城市教育委員会委員の任命についてでございますが、教育委員会委員の^{しらきはら}白木原 ^{よしこ}佳子氏が令和4年5月15日をもって任期満了となりますので、再度任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、諮問関係議案について御説明申し上げます。

まず、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、人権擁護委員の本村^{もとむら}直幹^{なおき}氏が、令和4年6月30日をもって任期満了となりますので、再度推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、人権擁護委員の鍵山^{かぎやま}均^{ひとし}氏が、令和4年6月30日をもって任期満了となりますので、再度推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、人権擁護委員の松尾^{まつお}節子^{せつこ}氏が、令和4年6月30日をもって任期満了となりますので、後任の人権擁護委員として、古舘^{ふるたち}彰子^{あきこ}氏を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、人権擁護委員に欠員が生じたことにより、後任の人権擁護委員として、樋口^{ひぐち}浩^{ひろし}氏を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

続きまして、報告関係議案について御報告申し上げます。

報告第1号 専決処分の報告についてでございますが、令和3年12月14日、樹木の伐採作業中に、木の枝が車道を走行中の相手方車両に接触し、車両を損傷させたもので示談が成立し、小城市長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第3号の規定により、令和4年2月1日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、今定例会に提案をいたしております議案につきましても、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の御説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。